

別表 1

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率
参入促進				
①介護人材参入促進事業	別表2の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第2欄に定める額	別表2の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第3欄に掲げる事業実施に必要な同表第4欄に定める経費	別表2の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第5欄に定める者	10/10
②介護未経験者等講習支援事業	1 研修当たり 500千円	介護未経験者等を対象にした介護サービスの職場体験を含む研修の実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費（1時間当たりの単価は原則10,000円を上限とし、対象時間は研修時間のほか、必要に応じ、打合せ等の拘束時間を含めて差し支えない。以下同じ。） ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの）	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	10/10
③学生等就職支援事業	267千円	介護福祉士養成施設の学生等向けの職場選別に資するセミナー及び就職面接会を一体的に開催する	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関す	3/4

		<p>ために必要な次に掲げる経費</p> <p>①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>る専門的な資格等を有する者が構成する団体</p> <p>③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者</p>	
④介護実習支援事業	知事が必要と認めた額	<p>介護福祉士養成施設の学生が介護施設・事業所で受講する介護実習の円滑化を図るために行う調査や研修の実施等に必要に次に掲げる経費</p> <p>①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者</p>	3/4
⑤介護助手養成支援事業	知事が必要と認めた額	<p>介護職員の業務を専門性に応じて分類し、就労を希望する高齢者等を「介護助手」として養成するために必要な次の経</p>	<p>①介護サービス事業者団体 ②その他知事が認める者</p>	3/4

		費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費		
⑥介護に関する入門的研修等支援事業	ア 入門的研修 1 研修当たり 364千円 ただし、研修の一部のみを実施する場合は以下のとおりとする ①基礎講座のみ 52千円 ②入門講座のみ 312千円 イ 元気高齢者向けセミナー 1 研修当たり 35千円	中高年齢者等の介護未経験者が介護職や介護ボランティアに参入しやすくするために行う入門的研修及び元気高齢者向けセミナーの実施及び施設等とのマッチングに必要な経費 ※別に定める	市町村	10/10
⑦介護職員初任者研修支援事業	ア 受講料補助事業 研修受講者 1 人当たり 50千円 イ 研修実施事業 1 研修当たり 760千円 ただし、1基	介護職員初任者研修の受講者に対する受講料補助や研修の実施に必要な経費 ※別に定める	市町村	1/2

	金事業者当たり1研修を上限とする			
⑧外国人留学生への奨学金支給支援事業	<p>ア 日本語学校の留学生1人当たり 学費 600千円 居住費などの生活費 360千円</p> <p>イ 介護福祉士養成施設の留学生1人当たり 学費 600千円 入学準備金 200千円 就職準備金 200千円 国家試験対策費用 40千円 居住費などの生活費 360千円</p>	<p>介護事業者が外国人留学生の学費や居住費を支援する奨学金の支給に必要な経費 ※別に定める</p>	介護サービス事業者	1/3
⑨外国人介護人材受入施設等環境整備事業	1施設当たり 300千円	<p>外国人介護人材を受入れる介護事業者が行う翻訳機の導入、外国人介護人材の生活面のサポートや学習支援等に必要な経費 ※別に定める</p>	介護サービス事業者	2/3
		<p>外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設が行う教員の質の向上に資する研修等に必要な経費 ※別に定める</p>	介護福祉士養成施設	

定着支援（労働環境・処遇の改善）				
①施設内保育施設運営支援事業	別表3の基準額のとおり	<p>介護施設・事業所における保育施設等の運営に必要な次の経費</p> <p>①給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>②委託費（上記①に該当する経費）</p>	<p>保育料として1人あたり平均月額10,000円以上徴収している介護施設・事業所等（公立・公的を除く）</p>	2/3
②介護ロボット等導入支援事業	—	<p>ア 介護ロボットの導入、レンタル又はリースに要する経費（ただし、知事が適当と認めたものに限る）</p> <p>イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する経費</p> <p>ウ ICT機器の導入、レンタル又はリースに要する経費</p> <p>なお、交付の決定には、別表5に掲げる条件が付されるものとする</p>	介護サービス事業者	1/2又は3/4
資質の向上				
①介護支援専門員等養成事業	知事が必要と認めた額	<p>介護支援専門員の資質向上のための研修、令和元年度（第22回）介護支援専門員実務者研修受講試験（再試験）の実施に必要な次に掲げる経費及び令和2年度（第23回）介護支援専門員実務研修受講試験における新型コロナウイルス感染症</p>	<p>知事が指定する研修実施機関及び試験実施機関</p>	10/10

		<p>に対する衛生対策に係るかかり増し経費（研修に使用する教材費等（実費相当）並びに研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費に係るものを除く。）</p> <p>①給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>②報償費</p> <p>③旅費</p> <p>④食糧費</p> <p>⑤消耗品費</p> <p>⑥印刷製本費</p> <p>⑦通信運搬費</p> <p>⑧広告料</p> <p>⑨手数料</p> <p>⑩保険料</p> <p>⑪使用料及び賃借料</p> <p>⑫委託料（前記①から⑪に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>⑬その他知事が必要と認めた経費</p>		
②現任介護職員キャリアアップ支援事業	別表4の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第2欄に定める額	別表4の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第3欄に掲げる事業実施に必要な同表第4欄に定める対象経費	<p>①介護福祉士の養成施設又はその団体</p> <p>②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体</p> <p>③介護サービス事業者団体</p> <p>④その他知事が認める者</p>	10/10
③代替職員の確保による研修	1施設当たり600千円	現任介護職員等が各種研修を受講して	①介護サービス事業者	3/4

等支援事業		いる期間における代替職員確保のための事業の実施に必要な経費 ※別に定める	②その他知事が認める者	
④認知症ケア研修事業	知事が必要と認めた額	介護施設・事業所の管理者等を対象に、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るために行う認知症ケアに必要な知識や技術の研修の実施等に必要な経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪負担金 ⑫その他知事が必要と認めた経費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	3/4
⑤権利擁護人材育成事業	知事が必要と認めた額	認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材を確保するため、市民後見人の養成やその権利擁護活動の適正な実施を図るために行う研修や講演会の実施等に必要な経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費	市町村	3/4

		⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃貸料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの） ⑫その他知事が必要と認めた経費		
		成年後見制度の担い手を確保するとともに、市町村の権利擁護支援体制の整備に資するため、市町村社会福祉協議会による法人後見立ち上げに必要な経費 ※別に定める	市町村社会福祉協議会	10/10
⑥認知症地域支援推進員等研修事業	ア 認知症地域支援推進員（新任者研修） 1人当たり 38千円 イ 初期集中支援チーム員研修 1人当たり 40千円	市町村の認知症地域支援推進員及び初期集中支援チームの設置等を支援するため、推進員及びチーム員が受講しなければならない研修の受講支援に必要な経費 ①負担金	市町村	3/4
⑦介護サービス相談員養成研修事業	介護サービス相談員養成研修又は介護サービス相談員補養成研修 1人当たり 33千円	市町村が実施する介護サービス相談員派遣事業を推進するため、相談員養成研修の受講支援に必要な経費 ①負担金	市町村	3/4
⑧介護予防の推進のための指導者育成事業	知事が必要と認めた額	地域における介護予防の取組を強化するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士を対象に行	県単位のリハビリテーション関連団体	3/4

		う研修の実施等に必要な経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費	
--	--	--	--

別表2（介護人材参入促進事業関係）

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費	5 基金事業者
介護人材参入促進事業				
①進路選択学生等支援事業	1,000千円	<p>A又はBの事業の実施</p> <p>A 相談助言及び指導を行う専門員を配置し、次の事業を実施</p> <p>①中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業</p> <p>②中・高校生、家族、教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業</p> <p>③高齢者、主婦層、転職者等の地域住民の福祉・介護に関する理解と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、説明会等を開催する事業</p> <p>B 留学生に対し、カリキュラム外の時間において、外部講師による日本語学習支援や専門知識等を強化するための指導を実施</p>	<p>事業実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>①報酬</p> <p>②共済費</p> <p>③賃金</p> <p>④報償費</p> <p>⑤旅費</p> <p>⑥食糧費</p> <p>⑦消耗品費</p> <p>⑧印刷製本費</p> <p>⑨通信運搬費</p> <p>⑩広告料</p> <p>⑪手数料</p> <p>⑫使用料及び賃借料</p> <p>⑬委託料（前記①から⑫に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>⑭その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士養成施設等</p>
②介護への理解促進事業	知事が必要と認めた額	<p>小中高の生徒や地域住民等を対象とした介護の魅力の発信や介護への理解の促進のため</p>	<p>事業実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>①報償費</p> <p>②旅費</p>	<p>①介護福祉士の養成施設又はその団体</p> <p>②介護に関する</p>

		に行う研修や出前 講座等の実施	③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び 賃借料 ⑩委託料（前 記①から⑨ に掲げる経 費に該当す るもの） ⑪その他知事 が必要と認 めた経費	る専門的な 資格等を有 する者が構 成する団体 ③介護サービ ス事業者団 体 ④その他知事 が認める者
--	--	--------------------	--	---

別表 3 (施設内保育施設運営支援事業関係)

基準額

施設内保育施設の種別は次のとおりとする。

A型： 児童4人以上で保育時間8時間以上かつ保育士等職員2人以上を有するもので、
B型に該当しないものとする。

ただし、A型のうち児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上かつ保育士等職員2人以上を有するものは、A型特例とする。

B型： 児童10人以上で保育時間10時間以上かつ保育士等職員4人以上を有するものとする。

ただし、B型のうち児童30人以上で保育時間10時間以上かつ保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。

各施設内保育施設につき、1により算定した基本額から、2により算定した保育料収入相当額を控除した額

1 基本額

A型特例 1人 × 180,800円 × 運営月数

A型 2人 × 180,800円 × 運営月数

B型 4人 × 180,800円 × 運営月数

B型特例 6人 × 180,800円 × 運営月数

2 保育料収入相当額

保育料収入相当額は、24,000円に運営月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては、対象となる上限の人数は表1のとおりである。

表1 上限人数

種別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

別表4（現任介護職員キャリアアップ支援事業関係）

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費
現任介護職員キャリアアップ支援事業			
①キャリアアップ研修支援事業	知事が必要と認められた額	現任の介護職員等を対象としたキャリアアップや資質向上に資する高度・専門的技術等の修得のために行う研修の実施や支援等	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの） ⑫その他知事が必要と認められた経費
②キャリア形成訪問指導事業	1回当たり468千円 会場を借り上げて実施する場合、1日当たり185千円以内を加算	介護福祉士養成施設等の教員等が、福祉・介護施設や事業所を巡回・訪問し、施設・事業所からの要請に応じて実施する次の事業 ①個々の施設・事業所の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成、当該研修のための講師の派遣 ②職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦使用料及び賃借料

別表5（介護ロボット等導入支援事業関係）

補助上限額	
ア 介護ロボット	
移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援	1 機器当たり 1 0 0 万円
上記以外	1 機器当たり 3 0 万円
イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	
1 事業所当たり	1 5 0 万円
ウ ICT機器	
職員数	補助上限額（1 事業所当たり）
1名以上10名以下	1, 000, 000円
11名以上20名以下	1, 600, 000円
21名以上30名以下	2, 000, 000円
31名以上	2, 600, 000円
条 件	
ア 計画の作成	
機器（または事業所）ごとに介護従事者の負担軽減に向けた計画を作成する。	
当該計画は、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器（工事）、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となる内容とする。	
① 介護ロボット	
介護ロボット導入計画書（別記様式第3号別紙2-オ）	
② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	
見守り機器の導入に伴う通信環境整備計画書（別記様式第3号別紙2-カ）	
③ ICT機器	
ICT機器導入計画書（別記様式第3号別紙2-キ）	
イ 導入効果の報告（ICT機器を除く）	
介護ロボットの使用、あるいは見守り機器の導入に伴う通信環境整備により得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、当該年度の使用状況を翌年度4月までに報告する。	
[様式]	
① 介護ロボット ※導入年度から3年間、報告	
介護ロボット使用状況報告書（別記様式第5号別紙2-オ（別紙1））	
② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	
見守り機器の導入に伴う通信環境整備状況報告書（別記様式第5号別紙2-オ（別紙2））	